

補助対象経費一覧表(以下に例示された対象とならない経費、記載されていない経費は原則、補助金の対象にはなりません)

補助対象経費の種類		対象経費の詳細	補助金交付申請時の提出書類
店舗等借入費	対象になる経費	事業に関わる事務所、店舗、倉庫の賃料	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借借契約書(重要事項説明書付)の写し ・創業等に要した経費を証明できるものの写し(賃料の振込明細書や通帳など)
	対象とならない経費の例	共益費、駐車場代、火災保険料、地震保険料	
		敷金、礼金、保証金、仲介手数料などの一時金	
		事業に直接関係のない事務所・店舗・倉庫の賃料	
		応募者本人又は、三親等以内の親族が保有(賃借含む)する不動産などにかかる借入費	
		市外の事務所・店舗・倉庫の賃料	
第三者に貸すための事務所・店舗・倉庫の賃料			
設備費	対象になる経費	店舗、事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業等に要した経費を証明できるものの写し(契約書、請求書、領収書) <p>【外装工事・内装工事費の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前、工事完了後の写真・工事内容が確認できるものの写し(工事請負契約書、見積書など) <p>【機械設備・備品・特定業務用ソフトウェアの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品内容がわかるものの写し(カタログ、商品内容説明書など)
		機械設備、備品(単品で税込3万円以上のもの)の購入費・リース料・レンタル料	
		補助対象事業のみに利用する特定業務用ソフトウェア(会計ソフト、CADソフトなど)の購入費・リース料・レンタル料・クラウド利用料	
	対象とならない経費の例	消耗品の購入費	
		不動産の購入費、建物の新築工事費、増設工事費	
		中古品の購入費	
		車両の購入費・リース料・レンタル料	
		インターネット環境(ルーター機器など)の整備費用	
汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できないものの調達費(エアコン、冷蔵庫、コピー機など)			
容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるものの調達費(机、椅子、パソコン、カメラ、プリンター、携帯電話、タブレットなど)			
広報費	対象になる経費	ホームページ、ビジネス用SNS製作費・クラウド利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・広報内容が確認できるもの(制作したパンフレット・チラシ、掲載された広告、制作した名刺等など。HP、ビジネス用SNS制作の場合は制作したページのトップページをプリントアウトしたものなど) ・創業等に要した経費を証明できるものの写し(契約書、請求書、領収書) ・展示会に出展した場合は、上記に加え、出展した展示会の概要がわかるもの(展示会のパンフレットなど)、出展したことが確認できる資料
		パンフレット、チラシ製作費(会社案内・事業案内などの補助事業の案内に関するもの、商品・セミナーなど販路開拓や拡大に関するものなど)	
		広告費(新聞・インターネット・情報誌・フリーペーパー・SNSなどへの掲載料)	
		看板、名刺、ショップカード、ロゴマーク、料金表(メニュー表など)製作費	
		展示会出展費	
	対象とならない経費の例	切手の購入費、印鑑・ゴム印制作費	
		資格取得に要する費用	
組織・団体への加入登録費用や年会費(弁護士会などの業界団体や商工団体など)			
補助事業と関係の無い活動に係る広報費			
創業に必要な官公序への申請書類作成等に係る経費	対象になる経費	開業・法人設立・既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士などに支払う申請資料作成経費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業等に要した経費を証明できるものの写し(契約書、請求書、領収書) ・定款認証料の場合は請求書がなくてもかまいません。
		会社設立に係る定款認証料	
	対象とならない経費の例	官公署などへ対する各種証明類取得費用(印鑑証明等)、印紙代、登録免許税	

【創業等に要した経費を証明できるものについて】

- ①クレジットカードで支払った場合は、「クレジットカード会社発行のカード利用明細(インターネットによる明細を印刷したものでも可)」と「引き落とし口座の通帳の写し」が追加が必要です。また、必要に応じて、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ②契約書については、契約書がない場合は提出不要です。代わりに経費の内訳がわかる資料を提出いただく場合があります。

【補助対象経費全般の注意事項】

- ①補助対象となる経費は、補助対象期間中(令和5年4月1日～令和6年1月31日)に、補助事業の立ち上げ及び実施に要する費用に限られます。補助対象期間中に支払いしても、実際に使用するのが補助対象期間外であれば、当該経費は補助対象にできません。(例)ホームページを作成したものの、補助対象期間中に公開していない場合や、新聞などへの広告掲載契約を締結し掲載料を支払ったものの、補助対象期間中に広告掲載した新聞などの発行による広報がされない場合
- ②クレジットカードによる支払いは補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外となります。
- ③分割払いにより、補助事業期間中に支払が完了せず、所有権が事業者へ帰属しない機械設備などの購入費も補助対象外です。
- ④インターネット広告の配信など、インターネットで電子商取引を行う場合でも、「証拠資料(契約書、請求書、領収書など)によって金額が確定できる経費のみが対象となります。取引相手先によく確認し、補助金で求められる証拠資料を整理、保存・提出ができることを把握してから取引をしてください。実際に経費支出を行っていたとしても、取引相手先の都合により、補助対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類や領収が確認できる書類が提出できない、広告が確認できるインターネット画面が取得できない等の場合には、補助対象にできません。
- ⑤手形・小切手・金券・商品券・ポイントなどにより支払を行ったものは補助対象外です。